

**令和7年度 JR 大糸線利活用促進 PR ショート動画制作業務
委託仕様書(案)**

1 委託業務名

令和7年度 JR 大糸線利活用促進 PR ショート動画制作業務

2 目的

北陸新幹線糸魚川駅と白馬駅を結ぶ JR 大糸線増便バス及び JR 大糸線並びに沿線地域（白馬村・小谷村）の観光地を PR するユーチューブショート動画を作成し、関西圏から糸魚川経由で白馬村・小谷村に訪れる観光ルートの周知及び観光地の魅力発信を行うことより、JR 大糸線の利活用促進に資することを目的として本事業を実施する。

3 履行期間

業務締結日から令和7年9月30日（火）まで

4 業務内容

(1) ユーチューブショート動画の制作

ア 制作方針

- ・ 北陸新幹線を利用して糸魚川駅から JR 増便バスや JR 大糸線を利用して白馬村・小谷村へ入るルートを周知する内容であること。
- ・ 白馬村及び小谷村に観光に訪れたくなるような観光スポットを PR する内容とすること。
- ・ 令和6年度に北アルプス地域振興局が制作したショート動画で使用したご当地キャラクターのぬいぐるみを、引き続き使用してもよいし、使用せずに制作してもよいこと。

（参考：令和6年度制作ショート動画 <https://www.youtube.com/shorts/lwKD0Jkal-M>）

イ 制作内容

- ・ 60秒の縦型ショート動画を4本以上制作すること。（活用例：youtube, X, instagram 等）
- ・ 受託者は、動画の撮影の前に、動画の構成が記載された絵コンテ等を制作し、委託者の確認を得ること。
- ・ 契約締結日から9月までの間に、1ヶ月に1回程度、投稿できるように制作し納品すること。

(2) 情報発信について助言

県が所有する SNS 等において発信する際の効果的な方法について助言を行うこと。

5 成果品

(1) 制作する動画1本につき（1ヶ月に1回程度）

- ・ 動画の構成等が記載された絵コンテ等…1部
- ・ 制作した動画のデータ…1部

(2) 業務完了時

- ・ 委託業務完了報告書…1部
- ・ 制作した全ての動画を保存した DVD…1部

6 成果品の提出先

長野県北アルプス地域振興局企画振興課（長野県大町市大町1058-2）

7 その他業務の実施のために必要な事項

(1) 個人情報の取得・保護・管理等

- ・ 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・ 受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損出を生じさせないこと。

(2) 権利の帰属

- ・ 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- ・ 本事業成果物等に関する権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、委託者に無制限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

(3) その他

- ・ 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合及び委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者の協議により解決するものとする。
- ・ 委託事業に関する苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。